

第 202300180938 号
防起第 1 2 3 6 号-1
発 境 防 第 5 3 号
令和 5 年 1 0 月 1 7 日

原子力規制委員長 山 中 伸 介 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲 太 郎

中国電力株式会社の島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画変更認可申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和 5 年 8 月 8 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、別紙 2 のとおり 1 0 月 1 3 日にこれに対する回答を行ったところです。

ついては、貴委員会に対して、別紙 2 のとおり中国電力に求めた対応が確実に履行され、また廃止措置が安全かつ円滑に進むよう、別紙 1 のとおり対応を要望します。

別紙 1

- 1 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更認可申請の審査を厳正に行うとともに、廃止期間中においても原子力規制検査等による厳格な検査を行うこと。また、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染の除去及び施設の解体撤去については放射線被ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。
- 2 廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。
- 3 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。
- 4 使用済燃料の搬出や譲渡しが行われるまでの間、原子力規制検査等により、使用済燃料の貯蔵管理が適正に行われるよう、厳しく監視すること。
- 5 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理及び処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に監視すること。
- 6 廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。
- 7 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減につなげること。

万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うこと。また、県民が抱える漠然とした不安に対しても真摯に向き合い、常に県民に寄り添った対応を心掛けること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、関係自治体など地元への分かりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料の全量の搬出・譲渡しについて、責任をもって、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものも含め、本県へ持ち込まないこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業を活用すること。

島根原子力発電所 1号機 廃止措置計画（第2段階）の概要

1 工程変更

以下の工程見直しにより、廃止措置の終了時期を「2045年度」から「2049年度」に変更する。

- ・使用済燃料の搬出及び譲渡し計画等の見直しのため、第2段階の完了時期を2029年度から2035年度に変更する。
- ・複数の解体工事の同時施工等により、第4段階を8年間に6年間に短縮する。

	廃止措置計画認可日～2023年度	2024～2035年度	2036～2043年度	2044～2049年度
廃止措置実施区分	解体工事準備期間 (第1段階)	原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 (第2段階)	原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	建物等解体撤去期間 (第4段階)
主な作業		安全貯蔵	原子炉本体の解体撤去	
		放射線管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去		建物等の解体撤去
		燃料搬出・譲渡し		
		汚染状況の調査		
		汚染の除去		
		放射線管理区域外の設備の解体撤去		
		放射性廃棄物の処理処分		

2 第2段階の実施内容

(1) 放射線管理区域内の設備の解体撤去

原子炉本体周辺設備（タービン、本体等）の解体撤去に着手する。

(2) 使用済燃料の搬出・譲渡し

使用済燃料を第3段階までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。

(3) 汚染状況調査

第3段階の原子炉本体の解体撤去に向け、工法策定、廃棄物発生量の評価精度向上のため、原子炉本体のサンプリング分析等を行う。

(4) 汚染の除去

作業員の被ばく低減のため、放射線量が高い箇所に対して必要に応じて除染を実施する。

(5) 管理区域外の設備の解体撤去

第1段階に引き続き、解体撤去を行う。

(6) 放射性廃棄物の処理処分

運転中と同様に種類・性状等に応じて安全かつ適切に処理及び処分を行う。

第2段階で発生する解体撤去物の多くは放射性物質として扱う必要のないものであるため、クリアランス制度を活用し、放射性廃棄物の低減に努める。

